令和５年度　波多津漁港維持運営計画

令和５年４月１日

（趣旨）

第１条　波多津漁港（伊万里市管理、第２種漁港）の維持管理を円滑に行うため、伊万里市漁港管理条例第３条の規定に基づき、市の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設、機能施設（附帯用地及び安全施設を含む。）について、令和５年度の維持運営計画を次のとおり定める。なお、甲種漁港施設の維持管理に関しては、漁港漁場整備法（昭和２５年法律１３７号）、伊万里市漁港管理条例（昭和３６年条例２号）及び関連法令等の規定に基づき管理するものとする。

（基本施設の利用）

第２条　甲種漁港施設のうち、基本施設の利用については、次の各号によるものとする。

⑴　外郭施設（防波堤、護岸及び突堤）は、船舶及び漁具などの放置を認めない。

⑵　係留施設（岸壁及び物揚場）は、陸揚げ及び漁船の休憩のために使用する。ただし、休憩のための利用を優先しつつ、漁具その他漁業用資材積込等のために使用することができる。

⑶　休憩漁船の係留方法は、縦づけを原則とする。ただし、漁具の積下ろし等の場合には、横づけを認める。

⑷　浮桟橋及び船揚場は、陸揚げのために使用する。

⑸　水域施設（泊地）は、漁船の航行、操船及び係留のためのものであり、基本的には、漁船以外の船舶の使用を認めない。ただし、許可を受けた船舶においては、漁船以外の船舶でも漁業活動等に支障のない範囲で使用を認める。

（機能施設の利用）

第３条　甲種漁港施設のうち、機能施設（輸送施設）の利用については、次の各号によるものとする。

⑴　漁港内における交差点では必ず一時停止する。

⑵　輸送施設（道路）を利用する者は、道路交通法を遵守し、他の車両の通行に支障を与えないこと。

⑶　前号及び前々号の規定に関わらず、漁港区域内の秩序維持のため、漁港管理者が特に指示した場合は、この限りではない。

（甲種漁港施設の管理）

第４条　波多津漁港の維持管理を円滑に行うため、令和５年度の甲種漁港施設の管理業務の一部を次の各号に掲げるところにより、委託する。

⑴　件名は、「令和５年度　波多津漁港管理事業　波多津漁港管理業務委託」とする。

⑵　受託者は、「佐賀玄海漁業協同組合」とする。

⑶　委託内容は、次のとおりとする。

①　業務場所は、伊万里市波多津町辻地内とする。

②　業務期間は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までとする。

③　業務内容は、係船状況巡回指導、漁港清掃及び漁港用地除草とする。

⑷　漁港管理業務に関しては、別途、業務委託契約を締結し、その委託費用を決定するものとする。

⑸　受託者は、漁港漁場整備法及び伊万里市漁港管理条例の規定の他、関連法令及び例規の規定を遵守すること。